

豊見城市条例第13号

豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、その適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生及び公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本原則)

第3条 墓地等を経営する者（以下「経営者」という。）及び経営しようとする者は、墓地等の経営に係る永続性及び非営利性を確保するとともに、周辺の生活環境との調和に十分配慮しなければならない。

(許可の申請)

第4条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の区域及び地目
- (4) 墓地等の構造
- (5) 墓地等の管理の方法
- (6) 工事の予定期間

2 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由
- (2) 変更の内容
- (3) 前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する事項

3 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由
- (2) 廃止後の処理
- (3) 第1項第1号から第3号までに規定する事項

4 第1項及び第2項の規定による申請書の提出は、第11条から第13条まで並びに第14条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 第3条に規定する基本原則に適合すること。
- (2) 第8条から第10条までに規定する基準に適合すること。
- (3) 市内における将来にわたる墓地等の需要量の見込み及び現に市内に存する墓地等の供給量に照らして適当であること。

(許可証の交付等)

第6条 市長は、第4条第1項から第3項までの規定による申請について許可をしたときは、規則で定めるところにより許可証を交付し、又は書面により通知する。

2 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないよう、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第7条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の経営主体)

第8条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号(納骨堂又は火葬場を営もうとする者にあつては、第1号から第3号まで)のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (4) 共同墓地(字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等のために設置された墓地をいう。以下同じ。)を永続的に経営するために形成された地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (5) 付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、自己又はその親族のために設置しようとする墓地(以下「個人墓地」という。)を営もうとする者

2 前項の場合において、同項第2号及び第3号に掲げる者は、墓地等を営むための十分な財産その他経済的基盤を有していなければならない。

(墓地等の設置場所の基準)

第9条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該経営者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。
 - (2) 墓地等の区域の境界線と公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院その他の公共的施設又は人家との水平距離が、次に定める距離以上であること。
 - ア 墓地（個人墓地を除く。）にあつては、100メートル
 - イ 納骨堂にあつては、100メートル
 - ウ 火葬場にあつては、200メートル
 - (3) 水源を汚染するおそれのない土地であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる墓地規制区域に墓地を設置してはならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 市街化区域
 - (2) 地区計画区域
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の区域
 - (4) 瀬長島
- （墓地等の構造設備の基準）

第10条 墓地等の構造設備は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

（事前協議等）

- 第11条 第4条第1項又は第2項の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該墓地等の経営又は変更の計画（以下「墓地等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。
- 2 申請予定者が、前項の規定による協議を行うときは、協議書を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、必要に応じ、沖縄県知事又は沖縄県内の市町村の長に協議書を送付し、意見を求めることができる。
 - 4 市長は、第1項の規定による協議があつたときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（標識の設置等）

- 第12条 申請予定者は、墓地等の建設予定地に接する土地又はその土地に存する建物の所有者、管理者、居住者その他の規則で定める者（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等計画について周知するため、前条の協議を開始した日以後速やかに、当該墓地等計画の概要を記載した標識を当該計画地の見やすい場所に設置しなければならない。
- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 第1項の規定による標識の設置期間は、第17条第2項に規定する検査済証の交付を受ける日までとする。

(説明会の開催等)

第13条 申請予定者は、第9条第1項第2号に規定する距離の基準について同項ただし書の適用を受ける墓地等を計画しているときは、近隣住民等に対し墓地等計画の内容について周知するため、規則で定めるところにより、説明会を開催しなければならない。ただし、個人墓地については、この限りでない。

- 2 前項の説明会の不参加者については、個別に説明をしなければならない。
- 3 申請予定者は、第1項の規定により説明会を開催したとき又は前項の規定により個別の説明を行ったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(近隣住民等の意見の申出等)

第14条 近隣住民等は、墓地等計画に関する次の事項について、市長に意見を申し出ることができる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項
- (3) 墓地等の建設工事の方法等に関する事項

- 2 前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、当該申出をした者と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、当該申出をした者の理解を得るよう努めるものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により協議を行ったときについて準用する。

(紛争の処理)

第15条 申請予定者及び近隣住民等は、墓地等計画について紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めるものとする。

(工事の着手等)

第16条 墓地等を経営しようとする者は、第6条第1項の規定により許可証の交付を受けた後でなければ、墓地等の設置に係る工事に着手してはならない。

- 2 第6条第1項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「経営許可者」という。)は、当該工事に着手するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 経営許可者は、工事が完了するまでの間、当該許可証の写しを当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(工事の完了等)

第17条 経営許可者は、当該工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事が許可した内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは検査済証を交付する。
- 3 経営許可者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を

使用してはならない。

(変更の届出)

第18条 経営者は、当該許可証の記載事項に変更が生じたときは、法第10条第2項の規定による変更の許可が必要な場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、新たに許可証を交付する。
(経営者等の遵守事項)

第19条 経営者又は墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 墓地等の区域の清潔保持及び安全の確保に努めること。

(2) 墓地等の設備が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(3) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、個人墓地については、この限りでない。

(地位の承継)

第20条 個人墓地について祭祀を承継した者は、経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により経営者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、新たに許可証を交付する。
(立入調査)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、当該職員に当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第22条 市長は、正当な理由がなくこの条例に定める手続等がなされていないと認めるときは、申請予定者に対して必要な勧告をすることができる。

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、勧告を受けた者にあらかじめその理由を書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において現に法第10条第1項の規定による許可を受けて経営されている墓地若しくは納骨堂又は現に存する共同墓地若しくは個人墓地であつて、第8条から第10条までの規定に適合しない部分を有するものについては、当該適合しない規定を適用しない。